

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教職員人事費

事業名 健康診断事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教職員課 福利厚生室 健康管理・公務災害係

電話番号：058-272-1111 (内 3534)

E-mail：c17766@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 41,225 千円 (前年度予算額：34,334 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	34,334	0	0	0	0	0	0	0	34,334
要求額	41,225	0	0	0	0	0	0	0	41,225
決定額	39,222	0	0	0	0	0	0	0	39,222

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

労働安全衛生法、学校保健安全法及び岐阜県教育委員会安全衛生管理規程に基づき、岐阜県教育委員会事務局及び教育事務所並びに県立学校に常時勤務する職員を対象に、使用者としての義務及び職員の健康保持を目的に実施するもの。なお、法の趣旨を踏まえ、規定上対象とならない職員にも必要な措置を講ずる。

令和3年度は、常勤講師や会計年度任用職員の採用時における健康診断の廃止に伴う定期健康診断の受診者増加や、委託先の経費の増加を見込み、増額する。

(2) 事業内容

①教職員定期健康診断

- ・6月～10月にかけて、各県立学校及び県庁を会場に実施。
- ・11月～12月にかけて、胃部X線検査(学校職員対象)を各地区会場校で実施。
- ・12月に、寄宿舍指導員健診及び追加健診を該当特別支援学校、検査機関を会場として実施。

②教職員等雇入時健康診断

- ・採用前年度1月に、県内数か所で4月新規採用教職員に実施
- ・採用年度5月に、県内数か所で4月新規採用県職員に実施
- ・随時採用者は、県立学校健診や追加健診と同時実施

③B型肝炎予防対策

- ・業務上、血液に触れる機会があり、B型肝炎ウイルスに感染する可能性が高い職員に対し、感染を未然に防止するためのB型肝炎予防ワクチン接種を実施。

(3) 県負担・補助率の考え方

県費 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

(単位：千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
役 務 費	3,490	胸部X線（精密検査対象者 163）、B型肝炎予防（3,327）
委 託 料	37,735	定期健康診断（胃部X線含む）及び寄宿舍指導員健診、雇入時健診
合 計	41,225	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

労働安全衛生法第66条、学校保健安全法第15条及び岐阜県教育委員会安全衛生管理規程により定められた検査項目について実施している。

(2) 事業主体及びその妥当性

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき事業者及び学校設置者として実施するものである。

事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 教職員が心身の健康を保持し、職務に専念できるよう、教職員の健康状態を把握し、さらには、発生及び重症化の予防を図るため、健康管理対策を積極的に推進していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名		指標の推移		現在値	目標	達成率
定期健康診断	受診者数	2,789人	2,876人	2,911人		
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%
	年度	(H29)	(H30)	(R1)	(今後も継続)	
精密検査受診率		91.9% (H29)	87.4% (H30)	90.5% (R1)	100% (R3)	90.8%

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 教職員定期健康診断
 ・7月～9月にかけて、県立学校84会場及び県庁で実施

(2) 胃部X線（学校職員対象）検診
 ・11月～12月にかけて、各地区14会場で実施

(3) VDT検診 7月～9月にかけて、該当13会場で実施

(4) 寄宿舍指導員健診および追加健診
 ・12月に、寄宿舍指導員健診実施校および検査機関を会場として実施

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 健康診断を100%実施するとともに事後措置をとり、教職員等の健康管理を実施することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
（評価） ○	<p>労働安全衛生法第 66 条、学校保健安全法第 15 条及び岐阜県教育委員会安全衛生管理規程により、岐阜県教育委員会事務局・教育事務所・及び県立学校に常時勤務する職員を対象に毎年 1 回、使用者としての義務及び職員の健康保持を目的に実施している。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
（評価） ○	<p>定期健康診断の受診率は 100% であり、疾病の早期発見・早期治療が可能である。教職員の健康状態を把握し、健康増進、重症化予防を図る意味において事業の有効性は高い。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
（評価） ○	<p>健康診断結果の有所見率等や学会指針等の医学的根拠に基づき健診項目を見直し効率的に実施している。 H17 年度…知事部局と同一の健診項目を実施。血液検査は常勤職員（13 項目）と非常勤職員（9 項目）に区別 H23 年度…HBs 抗原検査、eGFR 値追加、前立腺がん検査廃止 H30 年度…心電図省略の見直し（H29 基発 0804 第 4 号通知による）</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 疾病の早期発見の精度を高めるために、健康診断項目の見直しも含め、精密検査受診率の向上に努める。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 労働安全衛生法及び学校保健安全法により、事業者および学校の設置者に義務づけられているものであり、継続していくとともに、精密検査勧奨や事後指導等の事後措置の充実を図っていく必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	